精神性疾患の場合

療養休暇について

医師の診断書(様式は医師の任意書式)によって療養休暇を承認する。療養休暇は最長90日まで認められる。療養休暇が１ケ月以上わたる場合は「長期療養休暇者について（報告）(服様式3)」を提出する。１ケ月以上の療養休暇後に職場復帰する場合には「長期療養休暇終了について（報告）(服様式4)」を提出する。

休職について

療養休暇90日経過後に引き続き長期の療養を要する場合は、休職発令予定日の50日前をめどに休職審査の手続きをする。この場合の診断書は「精神性疾患用(人様式24-2)」を用いること。審査会からA１の事後措置を指示されたら休職の内申をする。

なお、休職に入る場合も・期間更新する場合も・復職する場合のいずれも

「まずは審査を受け　→　事後措置の指示に従って内申をする」という流れを取る。したがってある程度の日数を見込んで処理を進めたい。

精神性疾患は特に長期間を要するので休職期間は診断書の期間にかかわらず１年単位で内申(更新)をする。休職期間が満１年を経過しても回復しないときは、更にもう１年期間更新をする。休職した日から引き続き３年を超えない範囲まで休職を更新していくことができる。

(※ 結核は「延長」、それ以外の疾病は「更新」という)

休職が１年間認められた後は、その中間時点(６ケ月経過時ごと)に観察報告書を提出しなければならない。本人・家族・主治医とは、連絡のみならず定期的に面談・観察をし、記録していくことが不可欠となる。

症状が好転し・本人に復職プログラムを受ける意志があれば、復職プログラムを実施し、職場復帰への足がかりとしていく。

療　　　 　 休　　　　　　　　　　 休　　　　　　　　　　休　　　 　 　復

休　　　 　職　　　　　　　　　 　 職　　　　　　　　　　職

開　　　 　 開　　　　　　　　　 　 ２　　　　　　　　　　３　　　　 　　職

始　　　 　始　　　　　　　　　 年　　　　　　　　　　年

　　　　　　　　　　　　　　　　 目　　　　　　　　　　目

令和７年　　　　　　　　　　　　 　　 　 　　令和８年　　　 　 　　　 令和９年　　　 　　令和１０年

７　　　　　 １０　　　　　　　　　　 　　　１０　　　　 　　 　　　　　　１０　　　　 　 　　　１０

・　　　　 　　・　　　　　　　　　　 　　　　・　　　　　　　　　　　　　　・　　　　　　 　　　・

１７　　　　 　１５　　　　　　　　　　 　　　１５　　　　 　　　　　　　　１５　　　　 　 　　１５

▼　 ９０日　　 ▼　　　　　　 １年　　　　　　▼　　　　　　２年　　　　　　▼　　 　 ３年　　　　▼

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 療養休暇 | 休　　　職 | 休　職 | 復  職 |
| 給料  １００％支給 | | 休職（１，２年目）  給料　８０％　支給 | 休職（３年目）  無　給 |  |
|  | 期末勤勉報告　(12月・6月) | | |  |
|  | 年末調整　(7年・8年・9年)  　　　　　　 　　特例計算結果報告（共済掛金） | | |  |
|  | 長期療養者報告 | 精神疾患休職6ヶ月後報告 | |  |
|  | | | 傷病手当金請求 | |
|  | | | 掛金振込報告  本人が掛金振込 |  |